

---

3 番 堀 江 洋 子 議 員

議長（中西 康雄君） 次の質問は、通告順10番 堀江洋子議員の質問をしていただきますが、堀江洋子議員から通告書の字句の訂正がありました。質問の内容には変更がありませんので許可をいたしました。訂正箇所は質問事項8の大台町教育委員会会議規則についての中で、質問内容要旨の1と2の第8条（3）を、「第8条（2）」とするものであります。

それでは、堀江議員の発言を許可します。

3番（堀江 洋子君） 日本共産党の堀江洋子でございます。

まず第1点目に、学校給食についてお伺いをいたします。

これまで私何度か給食の問題につきましては、質問をいたしてまいりました。教育長や町長の見解としては伺ってはいるわけですが、教育委員会ではですね、どのような検討をされているのかという立場で、質問をしたことはこれまでございませんので、私、情報公開条例に基づきまして開示請求をして、教育委員会の会議内容の議事録をいただいたわけですが、その中でも給食のことについていろいろ委員さんから意見がございます。

この中では前回の私の一般質問への回答の説明を教育委員会の中でされているわけですが、その中でも、私はある委員さんが統合と給食問題は別問題として取り扱う必要があると思いますと、こういった声や、給食の方式はセンター方式の地域におられた方のお話を聞くと、味の面などを含め、総合的に見ると自校方式のほうが良いというお話を伺いました。こういった意見も出されておりますので、こういったことをこれまでですね、教育委員会の中で検討をされてきたのかということについて、お伺いいたします。

また、2点目にですね、9月議会におきましても、私大台中学校の敷地内で給食室は確保できないのか、それから宮川小学校、宮川中学校は自校方式を残すべきではないかということで、未実施でありました大台地域での中学校給食は親子方式で

いくことができないのかということ、質問をいたしましたけれども、結局、町長は自校方式、センター方式については研究をしたいということで、給食実施に向けて、前に向けて進めていきたいが、もう少し時間がほしいという答弁でありました。

私は前回にも申しましたけれども、宮川小学校、そして宮川中学校の自校方式での給食は残すべきであると思っておりますし、また大台地域での未実施の中学校給食の早期実現を求めるものでございますので、見解をお伺いいたします。

議長（中西 康雄君） 教育長。

教育長（谷口 忠夫君） 第1問目の学校給食についてのご質問に、お答えをいたします。

まず第1点目の教育委員会での検討内容についてでございますが、これまで検討してまいりました内容は、大台中学校へ給食室を建設する場合の面積及びそれに伴う経費、また面積が確保できるかをはじめ、全校を対象とした給食の自校方式、自校方式と親子方式、センター方式それぞれの経費予想、自校方式、センター方式のメリット・デメリット、大台中と協和中、日進小と協和中などとの親子給食、材料の地産地消の普及などの検討をいたしました。

結果につきましては、大台中学校への給食室建設を想定したときにつきましては、以前にも申し上げましたが、場所の確保はできますが、建設費用につきましては、おおよその積算ではありますが協和中学校分を除いて当時で7,500万円程度でございました。

また、協和中学校との親子給食を実施した場合につきましては、配達給食を受け取る施設が必要となりますので、その設備費が2,000万円ほどになるとの予想になりました。

日進小学校と協和中学校、三瀬谷小学校と大台中学校とが、親子給食を実施する場合につきましては、それぞれ実施しております小学校の、現在の給食施設では対応できませんので、大きな改修が必要となってまいりますので、実現性にやや難しいと判断をいたしました。

そして自校方式と親子方式、センター方式の経費予想は、センター方式が当初の

投資は必要ではありますが、通常運営経費につきましては一番安くなると予想いたしております。

地産地消の普及につきましては、全品目が地元産までは進んでおりませんが、少しでも多くの地元産の賄い材料を利用することを目標に実施しております。

2点目の学校給食の実現につきまして、教育委員会といたしましては、まだ実施をいたしておりません大台中学と協和中学校に対しましては、それぞれに実現をめざしてはおります。しかしながら、現在の財政事情などで、今すぐ実施ということは困難ですので、今後はどのような給食の方法が良いのか、財源確保などを検討しながら、引きつづき実現に向けて努力をいたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 前回同様、給食実施については財政問題があるというところで、明確な答弁はなかったわけではありますが、さらに私早期に実現を求めていきたいと思っておりますので、町長の見解も求めたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） 私は、当初統合が実現して、そしてまた23年度ごろにできたらなというようなことで、お答えした記憶がございます。給食そのものはやっていきたいというふうに思っているところでございまして、この大台中、協和中学校が未実施というふうなことで、この現状についてはですね、やはり私も懸念を持っておりますので、早くやりたいなという思いでございます。

ただ、どのようにやっていくかということについて、もう少し議論をしていかなばならんと、こういうような姿勢でおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） それでは2点目の就学援助制度についてお伺いをいたします。

就学援助制度につきましては、6月議会でも一般質問を行いました。結局、要綱

が策定してなかったということが大きな問題だったと思うんですが、医療費の補助とか通知決定とか申請の時期など、いろいろ指摘をしたんですけれども、その6月議会に指摘をしたことに対して、今、要綱も検討されていると思いますので、検討内容についてお伺いをいたします。

議長（中西 康雄君） 教育長。

教育長（谷口 忠夫君） 第2問目の就学援助制度についてのご質問に、お答えをいたします。

その前に、前回の議員ご指摘をいただきました要綱の定められてないことに対しましては、21年6月30日の告示におきまして、現行制度のものを附則で、この要綱は交付の日から施行し、平成21年4月1日から適用するというので、作成をさせていただきました。

それでは、要綱の検討内容でございますが、現在改正に向けての事務手続き中でございますので、今の時点で教育委員会が考えておりますこととして、ご理解をいただくようお願いいたしまして、お答えをさせていただきます。

この制度の目的につきましては、経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生に対しまして、学校教育に必要な経費の一部を援助するものでございまして、就学援助費支給の対象となるのは、生活保護世帯、要保護でございます。

とそれに準ずる程度に生活が困窮している世帯、準要保護の方となっております。

現在、町が援助を実施しております制度の内容につきましては、補助対象の交付が学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費の6つの費用でございます。

そこで今回、ほかの制度によりましてカバーされておりました、学校病医療費の援助を新たに加えて、来年度4月から実施しようというものでございます。まず追加をして実施することといたしました医療費は、学校保健安全法及び施行令に、「必要な援助を行う」とされておりますトラコーマ及び結膜炎をはじめ白癬、疥癬、び膿痂疹、とびひでございます。中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、齲歯、むし歯でございます。寄生虫病の学校病とされる6種類の疾病でございます。

そのほかの基本的なことは変わっておりませんが、申請や給付における流れを少し変えていきたいと考えておりますので、その点についてお答えいたしたいと思えます。まず、この新たに追加いたします医療費の関係ですが、医療券を発行し、それを受診者が医療機関に出していただきまして、受診医療機関から請求をいただき町から直接支払うような形を考えております。

制度の周知徹底でございますが、まず、小中学校の来年度新入学児童生徒対象の説明会において、保護者に就学援助制度について説明と案内を実施いたしまして、その後、前年度受給者と各学校を通じまして在籍する児童生徒の全保護者に対し就学援助制度の案内を行うこととしております。また時期を同じくしてケーブルテレビや広報紙の利用も考えております。

申請につきましては、今まで民生児童委員さんにお世話をおかけして、民生児童委員さんに提出いただいておりましたが、来年度からは学校へ提出していただくこととしまして、民生児童委員さんには審査の際に必要なご意見を伺うようにと考えております。

また、特別な場合において代理での申請についても考慮していく必要もあると考えております。

認定につきましては、もう少し早い時期の認定も検討いたしましたが、認定要件の1つに税の関係がございますので、税の確定の時期が最も適当な時期と考えまして、6月に認定審査を行い、税の確定とともに決定を行うことを考えております。援助費の支給につきましては、現行では全費用を各学期終了後、一括して振込みを行ってまいりました。以前に議員からのご指摘をいただきましたが、対象となる方々の立場を考慮いたしまして、各費用によります時期的な必要性をかんがみ、新入学学用品費は7月上旬、修学旅行費は中学校分を1学期分と同時に、小学校分は2学期分と同時に行いまして、ほかの費用につきましては、1学期分は8月末、2学期分は12月末、3学期分は3月末の支給というように費用の内容を見ながら行っていききたいと考えております。

また、年度途中で転入した児童生徒の保護者への支給につきましては、転入前の

教育委員会へ就学援助費支給の有無を確認しまして、重複しないよう調整することといたしまして、年度途中で転出した場合につきましても同様に重複を避けた対応をいたしたいと考えております。

また、申請者が申請日以前から該当となっている場合の支給についても検討をいたしました。児童扶養手当の制度を準用いたしまして、申請された月の翌月からの認定ということで考えております。

以上のような内容にしていきたいと考えておりますので、今後は関係機関との調整幾分残っておりますが、ご理解を賜りますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 3点目に移ります。子どもの医療費助成制度についてお伺いをいたします。

町においては小学校入学前まで医療費が無料化ということでありまして、全国医師会におきましても、中学校卒業まで無料化という提言をされていることからです。年齢の拡大を求めるものです。

またさらに、この東海におきましては三重県だけが窓口での無料化を実施しておりません。県の動き等も含め、検討していくこととなっていくのであらうと思えますけれども、助成年齢の拡大とですね、窓口での無料化について見解を求めるものでございます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、子どもの医療費助成制度について年齢拡大と窓口での無料化について、お答えをいたします。

現在、大台町では乳幼児の医療費助成を小学校就学前までとして、助成を行っております。県の補助基準につきましても、平成20年9月1日から小学校就学前まで拡大されたところでございます。

また、現在での近隣市町の状況につきましては、松阪市が小学校3年生まで、多気町、明和町では小学校就学前まで、それから隣の大紀町では中学3年生までとな

っております。これまで議員より乳幼児医療費の無料化の対象年齢引き上げについて、ご指摘をいただいております件について、多気郡でいろいろと話をしまして、引き上げの方向で検討をいたしております。

今回の議員のご指摘では、対象年齢を中学校3年生まで引き上げをということでございますが、まずは小学校6年生までを対象としていくよう考えております。時期につきましては、来年の乳幼児医療費資格証更新にあわせ、9月から実施していくよう考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、医療機関窓口での費用負担の無料化につきましては、現在、県市町による福祉医療費助成制度改革検討会において、議論をしているところでございますが、他県の窓口での無料化を実施した状況によりますと、受診率が高くなりまして、医療費が増加したとのことで、国保会計や後期高齢者会計に影響も出てきますので、そのような実情も踏まえながら、さらに協議を重ねていく必要があるのではと課ております。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 4点目、乳幼児への細菌性髄膜炎ワクチンについて、お伺いをいたします。

乳幼児へのヒブワクチン、そして肺炎球菌に助成をということで通告をしたわけでごすけれども、このヒブという細菌が原因で起こる、この乳幼児の細菌性髄膜炎は、もう迅速な治療にもかかわらずですね、約5%が死亡するということでもあります。その約15%から20%に水頭症とか難聴とか脳性マヒなどの後遺症が残る、大変非常に予後の悪い疾患ということでありまして、この予防に有効なワクチンがヒブワクチンであります。

以前の議会にも6月議会でも質問をさせていただいたわけですが、やはり任意接種ということで、最大4回の接種で約3万円ということで、患者の負担が大変大きくなっております。一部の自治体では助成をしているところもあるわけなんですけれども、乳幼児へのそのヒブワクチンへの助成をということで、前回6月議会にも町長に質問したわけですが、そのときに町長は、国やほかの市町村の

状況を踏まえながら、前向きに検討していくというふうに答弁をされましたので、6月から7、8、9、10、11、12と半年ぐらいありますので、二歩も三歩も進んだかなと思いますので、答弁を求めるものでございます。

それから、さらに小児用の肺炎球菌ワクチンにつきましても助成を求めるものでございますので、答弁を求めます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、乳幼児への細菌性髄膜炎ワクチン、それと肺炎球菌に助成をということで、お答えをいたします。

今年の6月定例会でお答えさせていただきましたが、このヒブワクチンは、国産ではなく、輸入品にたよらざるを得ない状況です。国の認可が下りまして、昨年12月からやっと輸入できるようになりました。生後2ヶ月から5歳未満で1回から4回の接種となりますが、今はまだ大量生産できないため、品不足となっているところであります。

接種料金が1回当たり7,000円から8,000円と、子育て中の家庭におきましては大きな出費となるところですが、今後のワクチンの輸入状況、また他市町の状況などを踏まえながら、助成について前向きに検討していきたいと思っております。6月議会で答弁させていただきましたことと、そんなに変わっていないわけですが、状況をしっかりと踏まえながらですね、対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

また、肺炎球菌につきましても、高齢者が多く罹患するとして、この11月より65歳以上の方、及び乳幼児も含めた64歳以下の基礎疾患を有する方を対象として助成を行っておりますので、ご理解をお願いして答弁いたします。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 5点目に子どものインフルエンザの予防接種について、お伺いをいたします。

この件につきましては、満1歳から小学校就学前までということで、提案もし、助成について実現をしたわけですがけれども、これまでも私言ってまいりましたけ

れども、やはり入試を控える中学3年生のお子さんを持つお母さん方から強い要望がございますので、中学3年生にもですね、是非とも予防接種の助成を求めるものでございますので、答弁を求めます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、インフルエンザ予防接種の助成年齢の拡大についてお答えをいたします。

このインフルエンザの接種費用は、1回で2,000円から3,000円ぐらいとなっております。また接種回数につきましては、1歳から12歳までが2回、13歳以上が1回、または2回となっております。

現在、町では20年度より1歳から小学校就学前までに、インフルエンザ予防接種を受けた幼児に対し、1回1000円の助成を行っております。また他の市町では、松阪市、多気町、明和町は助成をされておられませんし、大紀町につきましては、1歳から中学3年生まで全額助成をされておるということでございます。

以前からご指摘をいただいておりますとおり、ご父兄におかれましては、子どもを育てていくうえで、またお子さん本人にとりましても、高校入試が大切なときであるということは、よく認識しているところでございますが、子ども医療費の小学校6年生までの導入も予定しておりますことから、この案件について消極的に対応をさせていただかなければならないと考えておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

よくよく入試を控えたおりに、十分に体調を整えていただくように、ご注意をいただきたいなど、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 消極的という答弁がございました。子どもの医療費の無料化とインフルエンザの予防接種の助成ということは、また私は違う観点からの質問をしているわけで、お母さん方の思いが伝わらなかったのかなという、大変残念な思いでいっぱいでございます。

別だという考えは、その子どもの医療費の無料化と、インフルエンザの予防接種の助成をとすることは別であるということで、その大紀町も中学3年生までインフルエンザの予防接種を実施しているわけでもありますし、近隣町村と比べて、やはり大紀町と比べると、なぜうちはというような声も、また十分出てくると思いますので、再度答弁を求めます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） 実際にですね、このさきほど申し上げたとおり、私もこの子どもの医療費と、それからこのインフルエンザというのは別なものやという、そうではあるんです。ただ、インフルエンザ、子どもの医療費ということで、来年度そういう引き上げを予定しておるということの中で、どの程度の財政負担なんかが出てくるんかというふうなことも見極めつつですね、あれもこれも一遍にガサツといくということやなしに、もう少し様子も見させていただかんと、いきなりあれもよろしい、これもよろしいわなというような、そんな皆やったらいいのは決まっておるんですけど、そうはなかなかいかんということ、ひとつご理解いただきたいというふうに思っております。

でまた、このことはですね、非常に子どもの医療費につきましても、ちょっと話が変わりますが、子ども医療費につきましてもですね、実は鳥羽市が中学校3年生までやるとか、いろんな県内でもそれは随分増えてきておるんですね。松阪市も中学校というふうなことで言うておって、小学校3年生になっておるわけなんです、そういったような近隣市町のその影響というのは、非常に多く受けるというふうなことがございます。で、大紀町さんのことはもう随分前から言われておりまして、大ヶ所へ町政懇談会行ってときもですね、インフルエンザの接種が、我々は2,000円負担せなならんと、大紀は1,000円でええんやぞよというようなことで、それは川向でやってますんで、そこら随分言われたんですね。そういったようなこと、随分影響受けるわけです。

で、こういったそのインフルエンザにつきましてもですね、多気町なり明和町というのは助成はしていないというふうなことがありますんで、大台でやったら何や

と、また次、次へところ波及していくというふうなことになりますんで、そこら辺のバランス的なもんもですね、やっぱり多気郡3町でちょっと考えていかざるを得ないというふうなことになりますんで、まずはこの子ども医療費についてはですね、多気郡3町で何としようというふうなことで、話をさせていただいたような経緯もあるわけなんですけども、こういったようなこともですね、これから協議をさせていただいて、対応していくというふうなことになってくるだろうと思いますけども、まあ一遍に言わんとぼつぼつとやっていただいたら結構かなと思いますんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 6点目の後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

10月26日付けのですね、厚労省の通知によりますと、原則資格証明書は交付しないように求めるという、こういう通知がございました。資格証明書の運用については、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととする基本的な方針としておりますということで、資格証明書を交付する制度の仕組みではありますけれども、この厚生労働省の通知そのものですね、原則資格証明書は交付しないように私も求めるものでございます。

また2点目に、来年4月には保険料が改定をされる時期でありまして、保険料の負担軽減を求めるものであります。75歳以上の高齢者を国保や健康保険から追い出して高齢者の医療を差別する、こういった私、姥捨制度に一貫して反対をしてまいりました。来年4月の改定でですね、この2009年度に比べて全国平均で、約13.8%増加するということであるということで、厚生労働省も発表いたしました。10月下旬の試算では、前回議会でも言ったと思うんですけれども、10.4%増という発表があったわけなんですけれども、さらに上げ幅が膨らむことになりました。

保険料の改定はさきほども言いましたけれども、2年ごとに行われるわけでありまして、来年4月は最初の見直しの時期となるわけでありまして、連合での試算もされていると思いますので、その試算はどのようになっているのかという点も含め、

保険料の負担軽減をすべきであると考えますので、答弁を求めます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、後期高齢者の医療制度について、まずは1点目の資格証明書は、交付しないようにについてということでございます。

議員ご指摘の平成21年10月26日付で、厚生労働省の通知による後期高者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について、ここでは後期高齢者医療制度で、被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には納付相談等の機会を確保するため、被保険者資格証明書を交付する仕組みを設けていますが、現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針としております。

このため、後期高齢者医療広域連合では、保険料の納付につき、十分な収入があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書が交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底を行っているところでございます。

大台町におきましては、短期被保険者証、これは8月1日を基準日として4カ月前までの滞納が6ヶ月以上ある者で、交付している方はいない状態であります。また資格証明書、これもやはり8月1日を基準日として1年以上経過した滞納保険料が3ヶ月以上ある者となっておりますが、これの対象者についても大台町にはいない状況であります。

次に2点目の来年4月に保険料が改定されて、保険料の負担軽減をということでございます。国では、現行制度の後期高齢者医療制度を平成24年度末で廃止して、高齢者のための新たな制度を平成25年春から新制度でスタートさせるとしております。現行の後期高齢者医療保険の保険料につきましては、2年ごとに見直しが行われます。今回の見直しでは、平成22、23年度の保険料でございますが、議員ご指摘のとおり、全国ベースでは約13.8%の増加が見込まれているとのことでございます。

この増加の要因といたしましては、1人当たり医療費の伸びと、高齢者負担率の増、また所得の減少などがあげられております。平成21年11月19日付けの厚生労働省の通知には、現行制度を廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加を抑制することが必要であり、そのための対応として、各広域連合における平成20年度及び21年度の財政収支に係る剰余金の全額活用に加え、財政安定化基金の取り崩しによる対応を行うとのことでございます。

現在、三重県の広域連合におきましては、平成22年度及び平成23年度の保険料の試算が行われているところですが、現状維持、あるいは少しでも安くなればなど、こう思っているところでございます。どうぞよろしく願いをいたしたいと思いません。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 7点目の地域医療についてお伺いをいたします。

地域医療懇談会が町内で7箇所行われました。私も4回、4地区の懇談会に伺わさせていただいたわけではありますけれども、いろいろな意見を住民の方から出たと思うんです。その住民の方からの声をですね、町長はどういうふうに受け止められたのかについて、お伺いをいたします。

また2点目にですね、お伺いをいたしますけれども、私は報徳病院、そして大台厚生病院、両病院とも存続をすべきであるという立場であります。また日本共産党の考え方といたしましても、開業医さんであろうと、そして公立や民間の医療機関、いずれもですね大事にしていく、そういった立場であります。

まさにその命と健康を守ることが、重要になってくると思うんですが、地域医療を守らないとやはり暮らしも、そして福祉も守られないし、守らないと充実はされないというふうに私も思うわけなんですけれども、私その昨日ですね、昨日一昨日と多くの同僚議員から、この地域医療の問題につきまして質問があったわけなんですけれども、その中で大紀町の動きということで、議会のほうはどうなっているのかというような話もあったわけなんですけれども、私、同僚議員が大紀町には2名お

りまして、統一見解としては大台病院も存続していくべきであると、こういう党の見解で統一した見解であります。

それです、その6月、9月にも党の議員は大台病院の存続をということで、一般質問をしておりますし、それから9月には他の議員さんも一般質問されたということでもあります。この12月議会においては2人の方が一般質問をされるということで、議会の多数の方はやはり大台病院の存続をということで、強く願っているということを、夕べ再度確認をいたしました。私もですね、これまでの全協で一番初めに、最初に大台病院からの提案書が出てきたときに、何と大台病院は勝手なという、要求をするんだということと言いました。

それでもやはり地域にとってはなくてはならない病院でもありますし、必要な病院でもありますし、両町が力をあわせて存続に向けて努力していくべきだと思っております。巨額の負担というのは本当に財政的に難しいとは思いますが、できる限りの支援をしていくと、さらに報徳病院は自治体病院でありますから守っていくと、両病院の存続こそが私は大台町民の健康と福祉を守る、そして命を守ることだと思っております。

そして佐原の就業改善センターで住民の方からお話がありました。命を守るのに損も得もないんやと、私はこういった声が一番本当に胸に響きました。こういったことも踏まえて、答弁を求めるものでございます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、地域医療についてお答えをいたします。

まず1点目の地域医療懇談会での内容についてでございますが、地域医療懇談会につきましては、大台厚生病院の支援問題に関連して、町民の皆様方にご心配やご不安が生じてきていること、また町民の皆様の考え等をお聞きし、今後の医療行政に活かしてまいりたいとの考えから、この11月19日大杉谷地区を皮切りに宮川地域4箇所、大台地域3箇所で懇談会を開催させていただきました。

懇談会では、大台厚生病院に関する経緯や大台厚生病院と報徳病院の状況などの説明を行った後、ご意見等を賜りました。全体的には、大台厚生病院と報徳病院の

存続を強く望むご意見をいただきましたが、新病院の建設あるいは両病院を存続した場合、町財政に及ぼす影響について心配されるご意見もいただいたところであります。

次に2点目の報徳病院、大台厚生病院、両病院の存続についてでございますが、私からは地域医療懇談会の席上でも、大台厚生病院と報徳病院の両病院の存続に向け努力すると話をさせていただきました。しかしながら、この問題は大台町だけで両病院を存続させることができない問題でもございます。今後厚生連、大紀町との存続に向けた協議が大事となってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 8点目の大台町教育委員会会議規則について、お伺いをいたします。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置をされた行政委員会であります。その仕事は教育委員会の職務権限という見出しで、第23条に1号から19号まで規定をされております。事務処理の法令準拠ということで、第25条において事務を管理し、及び執行にするにあたっては法令、条例、地方公共団体の規則、並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規定に基づかなければならないと、このようにあります。

教育委員会の会議規則も、当然この規定を踏まえて制定されたものであると思っておりますけれども、質問の第1点の8条ということで、会議はおおむね次の順序で行う。（2）ということで、その中ですね、前回会議録の承認というふうに規定がされているわけですが、議会の会議規則の中には、その会議録の記載事項ということでは、こういった前回会議録の承認などということはありません。

県、そして市町の状況を見ますと、県の会議規則はこのような規定はされておられません。大台町と同様の規定は近隣で大紀町、玉城町、南伊勢町、東員、松阪、鳥羽、桑名、四日市、津市等々あるわけですが、ないところもあるんですね。さきほど申しましたように県には規定されてはおりません。このことも含めてです

ね法律上の見解、さきほどのことでありますけども、第25条の法律上の見解、そしてまた意図するところ、趣旨、目的、必要性等について説明を求めるものであります。

質問の2点目の第20条ということでお伺いをするわけですが、会議に記載した事項に関して、「委員中に異論があるときは」ということで、委員長がこれを会議に諮って決定するとなっております。大台町の教育委員会は、これが「異論」となっているわけですが、その同様の規定をされているところでの市町の状況は、「異議」というふうにはほとんどというか、全部異議でしたけれども、異議となっている状況もありまして、この異論ということにも疑問を一つ持ちますし、教育委員会の会議もですね、この秘密会ができるわけでありまして、秘密会を除けば、原則公開ということになっているわけです。

ある事案について教育委員会で会議をしますよね。傍聴できるわけですから、傍聴者はその会議を傍聴します。その傍聴者がですね、そのあと後日会議録を見ると、会議録を見て、その傍聴したときの会議の内容と変わっていると、こういったんことも起きると思います。このような会議規則の規定というのは、やはり会議の公正民主の観点からも、私は大変理解しにくいのでありますけれども、法律の見解第25条、そして意図するところ、趣旨、目的、必要性について、説明を求めます。

また、質問の第3点目は、第19条についてです。会議録でありますけども、会議録には次に掲げる事項を記載しなければならないということで、項目があがっているわけですが、教育長等の報告の要旨や、次に議題及び議事の対応、それから質問、また討論をしたものの氏名及びその要旨というふうにならなっているわけですが、その私、学校給食について教育委員会でどのような検討をされているのか知りたくて、さきほどの1点目の質問のときに言いましたけれども、会議録を情報公開制度に基づいて開示請求をしたわけですが、その請求をした文書を見て、会議録を見て大変驚いた点がございまして、お伺いをいたしたいと思います。

これは開示請求をして出された会議録なんですけれども、この委員の名前ですね。

事務局、そして教育長、で委員長、この名前は書いているんですけど、ほかにも委員さんがいらっしゃるわけですけれども、その氏名が黒塗りで渡されました。これはですね、秘密会でも何でもないので、こういった黒塗りで渡されるということは、さきほど言ったように公表されるべきでもありますし、なぜこのような氏名を書かなければならないというふうになっているのに、黒く塗りつぶされるのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

また、第1回の職務代理者でありますけれども、何々氏ということで決定となっております、空欄になっているんですよ。これは黒塗りでないんです。白く空白となっております。なぜこういったことも起きるのか、この点についてもお伺いをいたします。

また、教育長等はその報告しなければならないというふうになっているんですけれども、報告がされているところがですね、その他の事項の中で報告がされている会議のときがあるんです。第2回、第3回ではその他の項目のところで報告をしております。でまた第3回の会議録を見ますと、黒塗りをされている委員さんが質問をされるわけですけれども、その黒塗りの委員さんが質問を、「この事務分掌にある報徳社とは何ですか」という質問をしているんですけども、議事録では教育長は「説明」としか書いてないんです。これはどういうことなのか、説明がなぜ対応なのか、説明したことをきちんと書かないといけないと思うんですよ。この点についてもお伺いをいたします。

また、第4回ですね、この会議録の承認ということで、承認事項ということで提案をされて、その中で会議録を提出をして、それから検討して、それから表現について指摘をして、訂正確認をして、それから訂正承認ということで、異議なしという、こういった会議の内容となっております。問題点が多々あると思うんですが、答弁を求めるものでございます。

議長（中西 康雄君） 教育長。

教育長（谷口 忠夫君） 第8問目の大台町教育委員会会議規則についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

第1点目と第2点目を関連してお答えさせていただきます。

大台町教育委員会会議規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条に基づいて定められておりますが、お尋ねの大台町教育委員会会議規則第19条に、会議録に記載する項目があります。その中の第5号に、議題及び議事の対応、7号に質問、または討論した者の氏名及びその要旨となっております。対応や要旨となっておりますことから、事務局の要約が必要となってまいりますので、その要約が各委員の皆さん方のご意見の趣旨と異なる場合が想定されますことから、こうしたことを防ぎ、間違いのない会議録として確認するために、第8条の2号に、前回の会議録の承認、及び第20条で会議録に記載した事項に対し、委員中に異論があるときは、委員長は会議に諮って決定すると定められていると考えております。

また、第3点目の会議録は規定どおり作成されているかということでございますが、現在はおおむね規則に基づいた活字になってきていると思いますが、会議の進め方などの関連もありまして、少し改善の余地も残っておるように思われますので、会議の進め方も含めまして改善していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきますが、さきほどの25条の必要性、あるいは意義につきましては、少しちょっと検討をさせていただきたい。

それから3番目の部分で黒塗り、あるいは空白部分、あるいは説明の部分が抜けているというようなところもご指摘をいただきました。大変ご迷惑をおかけをいたしました。管理監督、こういった事務を管理監督するのは私の責任でございますので、誠に申し訳なく思っております。今後こうしたことのないようにですね、しっかりと指導をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 堀江議員。

3番（堀江 洋子君） 全く答弁になってないと思うんです。質問に何も答えていただいていると私は感じません。私は教育長の責任問題がどうのこうのとか、聞いているわけではありませんので、誠実にですね、答弁をしていただくよう議長のほうから言っていただきたい思います。時間もストップしてください。

---

議長（中西 康雄君） 暫時休憩します。

（午前 10時 54分）

---

議長（中西 康雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午前 10時 55分）

---

議長（中西 康雄君） しばらく休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

（午前 10時 55分）

---

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 11時 15分）

---

議長（中西 康雄君） しばらく休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

（午前 11時 15分）

---

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続きまして、一般質問を再開をいたします。

（午後 1時 00分）

---

議長（中西 康雄君） 教育長。

教育長（谷口 忠夫君） 堀江議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初にさきほどの答弁です、お答えできなかったことに対しましては

お詫びを申し上げます。改めてご答弁をさせていただきます。

まず、大台町教育委員会の会議規則でございますけども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第15条によって、大台町の教育委員会の規則を制定しております。そしてその事務処理の執行にあたりましては、第25条に基づいて行っているところでございます。

したがって、これが大台町の教育委員会会議規則でございますが、本町と同じような様式の形態はほかの町村でもございまして、議員お尋ねの8条の2、前回の会議録の承認につきましても、県の規定にはないとのことでございますけども、こうした規定を持つ形態も他に8市5町で採用をいたしております。

旧宮川村では、このような規定はありませんでしたが、本来合併時に見直すべきところであったというふうに思いますが、合併後旧大台町の規則をそのまま引き継いだものというふうに思われますので、今後教育委員会で検討をいたしたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから黒塗り、あるいは白抜き、また説明の要旨が空白、教育長の報告事項がその他で扱われているというようなことについてでございますけども、黒塗り、白抜きにつきましてはですね、以前の教育委員会で委員の発言がございまして、その発言によりまして、地域でですね、委員の発言によりまして地域での活動に支障がある場合があるというようなご意見がございました。そうしたことでですね、今回その黒塗り、白抜きというふうになったわけなんですけど、これにつきましては根拠はございません。また正当性もございません。本来秘密会議で対応すべきところをですね、こうした扱いになってしまいました。

教育委員の発言につきましてはですね、公的な委員でございますので、当然発言は公開されるべきであるということで、そういった公開できないものにつきましては、秘密会議で対応すべきであるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから教育長の説明が空白であったという部分につきましては、これは要約のし過ぎでございまして、本来別紙と記録すべきところを記録もれでございまして、

別紙がございます。そういうことでございます。

それから報告でございますけども、その他の項で扱われておりましたのは、議事進行の誤りでございます。こういったご指摘いただいたさまざまな誤りにつきましてはですね、私、事務を預かる教育長としまして、大変こう申し訳ないことでございます。今後こういったことの無いようにですね、しっかり指導をしていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君） これで堀江議員の一般質問が終了いたしました。

---

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。ケーブルテレビの調整が必要でございますので、10分ほど休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

（午後 1時 05分）

---

議長（中西 康雄君） 定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

（午後 1時 15分）